

第1部 金沢区町内会連合会定例会 (平成27年3月)

I 行政関係

1 警察署管内犯罪・交通事故発生状況について (金沢警察署)

<p>◆犯罪発生件数 (平成27年2月末現在)</p> <p>発生件数 : 177件 (前年同時期比較 △46件)</p> <p><主な犯罪件数></p> <p>空き巣 : 2件 (" △6件)</p> <p>振り込め : 1件 (" △2件)</p> <p>自転車盗 : 68件 (" 11件)</p> <p>ひったくり : 0件 (" △5件)</p> <p>◆交通事故発生件数 (平成27年2月末現在)</p> <p>発生件数 : 86件 (前年同時期比較 △10件)</p> <p>死者数 : 1人 (" 1人)</p> <p>負傷者数 : 96人 (" △18人)</p>	<p>◆「オレオレ詐欺」</p> <p>～ATM を操作させて現金を騙し取る手口や現金を郵送 (配送) させる手口等が増えています～</p> <p>◆4月10日はシートベルトの日</p> <p>～車に乗るときはシートベルトの着用を習慣づけましょう～</p>
---	--

2 金沢区内火災・救急状況について (金沢消防署)

<火災状況> (金沢区内)

(2月末現在)

区分 / 年	平成27年	平成26年	増△減		
火災件数	5	6	△1	※住宅火災による死者発生抑制と被害の軽減を図るためにも、 住宅用火災報知器の設置・定期的な点検 をお願いします。	
火災種別					
	建物火災	3	5	△2	
	その他の火災	2	1	1	
損傷被害				※平成26年度全国統一防火標語	
	死者	0	0		±0
	負傷者	1	0	1	
主な出火原因				「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」	
	放火 (疑い含む)	2	1		1
	湯沸し	1	0		1
	その他	2	5	△3	

<救急状況> (金沢区内)

区分 / 年	平成27年	平成26年	増△減		
救急件数	1,718	1,664	54	救急出場件数が過去最多を更新。 一般負傷の多くは、転倒などによるもので、予防が可能です。 ※ AED の取扱いなど、応急手当を覚えて、あなたも救命のリレーの第一走者に!	
内 訳					
	急病	1,150	1,064		86
	一般負傷	281	297		△16
	交通事故	105	116		△11
	その他 (自損・加害等)	182	187	△5	

(備考) 平成27年中の数値は速報値であり、確定値ではありません。

3 催しに対する新たな火災予防対策について (金沢消防署 予防課)

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を教訓に、横浜市火災予防条例の一部を改正し、催しにおける火災予防対策を強化しました。

(配送ルート)

◆改正点

(1) 消火器の準備

コンロや発電機等は、消火器の準備をしたうえで使用してください。

(2) 露店等の開設届出

コンロや発電機を使用する露店等(露店、屋台、キッチンカー等)を開設する方は事前(5日前まで)に金沢消防署へ届出をしてください。

※届出は、主催者や露店等の代表者がまとめて出すこともできます。

◆対象となる催し

区民まつりのように、不特定の方が多数集まると予想される催しで、コンロ等(鉄板焼き用コンロ、発電機等をいいます。)を使用するものが対象となります。

町内会のお祭りや運動会など、顔見知りの方々を中心とした催しは対象となりませんが、この場合でも、コンロ等の取扱いを行う露店業者等の出店がある場合は対象となります。

◆その他

原則として露店等ごとに1本の消火器を準備してください。消火器(住宅用消火器は不可)は、腐食や破損のないものを準備してください。

また、開催する催しの対象となるのか不明な場合は、金沢消防署にお問合せください。対象とならない催しでも、コンロや発電機等を使用するときは、万が一の場合に備え、消火器等の準備に努めてください。

◆問合せ：金沢消防署 予防課 ☎781-0110

4 生活困窮者自立支援制度について

(保護課)

平成27年4月から保護課の名称が生活支援課に変わります。各区生活支援課が相談窓口となる「生活困窮者自立支援制度」について、御案内のチラシを作成しました。

横浜市では、専門職である社会福祉職の職員と、自立相談支援員が寄り添いながら、支援していきます。まずは、お気軽にご相談ください。

(配送ルート)

◆制度の概要

主に経済的に困りの方に対し、生活保護になる前から自立に向けた様々な支援を行う制度です。

◆支援の内容

- (1) なかなか仕事が見つからない／失業した
区役所とハローワークが連携して就職活動をサポートします。
- (2) 働きたいけれど、ブランクがある／社会に出るのが不安
様々な職場での実習体験などを通して、働く力を高める支援をします。
- (3) 借金や家計のやりくりに困っている／生活を立て直したい
借金の整理・家計の見直し・お金のやりくりなどについて継続的に支援します。
- (4) 仕事をやめて家賃が払えない
就職活動を支えるために、家賃相当額を一定期間支給します。 ※支給には条件あり
- (5) 住むところがない
一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けて支援します。
- (6) どこに相談したらいいかわからない
適切な相談窓口への御案内も含め、区役所以外の関係機関と連携しながら、解決に向けて支援します。

◆問合せ：保護課（平成27年4月1日以降：生活支援課） ☎788-7822

5 横浜市落書き行為の防止に関する条例の施行について（地域振興課）

横浜市落書き行為の防止に関する条例が4月1日から施行されます。条例施行を機に、条例の目的や趣旨を踏まえた広報啓発、市が管理する施設の落書き防止対策などをさらに進めてまいります。

なお、防犯パトロール、建物等の適正な管理など、皆さまが日頃実践されている取組が落書き行為の防止にも大きな効果があります。落書きのない美しいまちヨコハマを実現するため、今後も引き続き防犯活動等に御協力ください。

◆条例の概要

落書き行為の防止について、市の責務並びに市民・事業者の責務を明らかにするとともに、落書き行為の防止を図り、快適で良好な生活環境の維持・確保及び安全で安心な地域社会の実現に資することを目的としています。

◆市の責務（第4条）

- (1) 条例の目的を達成するため、落書きを防止するための施策を講じます。
- (2) 市民等及び事業者の落書き行為の防止に関する理解・関心を深めるよう努めます。
- (3) 市民等、事業者、ボランティア団体などが主体的に行う活動を支援するよう努めます。
- (4) 市が設置又は管理をしている公共施設において、落書き行為の防止に関し、必要な措置を講じます。

◆市民等の責務（第5条）

市が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。

◆事業者の責務（第6条）

市が実施する施策に協力するよう努め、自らが管理する施設等において、必要な施策を講じるよう努めるものとします。

◆勧告・命令（第7条）

- (1) 市長は落書き行為を行った者に対して、落書き消去など必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。
- (2) 市長は勧告を受けた者が、勧告に係る措置を講じない場合は、落書きの消去など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- (3) 市が設置又は管理する公共施設で落書き行為を行ったことで前項の命令を受けた者が、必要な措置を講じない場合は、市長は自ら必要な措置を講じ、その措置に要した費用を、命令を受けた者から徴収できます。
- (4) 市長は市が設置又は管理する公共施設で落書き行為を行った者を特定できず、自ら必要な措置を講じた場合で、後になって落書き行為を行った者が特定されたときは、措置に要した費用をその者から徴収します。

◆罰金（第9条）

第7条第2項の命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処します。

◆問合せ：市民局地域防犯支援課 ☎671-3705

6 平成27年度 横浜市交通安全運動について

(地域振興課)

平成27年度の交通安全運動・強化月間について市民の皆様へ周知を図るため、年間の実施計画を送付するとともに地域の皆様への周知及び御協力をお願いいたします。

◆年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

◆年間計画

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 | : 4月6日(月)～4月12日(日) |
| (2) 春の全国交通安全運動 | : 5月11日(月)～5月20日(水) |
| (3) 交通事故死ゼロを目指す日 | : 5月20日(水) |
| (4) 夏の交通事故防止運動 | : 7月11日(土)～7月20日(月) |
| (5) 秋の全国交通安全運動 | : 9月21日(月)～9月30日(水) |
| (6) 交通事故死ゼロを目指す日 | : 9月30日(水) |
| (7) 年末の交通事故防止運動 | : 12月11日(金)～12月20日(日) |

◆問合せ：地域振興課 ☎788-7809

7 その他

(1) 「市民防災の日」金沢かわら版（3月号）及び、火の用心通信（2015年3月）No.40の発行について

「市民防災の日」金沢かわら版（3月号）及び、火の用心通信（2015年3月）No.40を発行しましたので、御覧ください。

（配送ルート）

◆問合せ：金沢消防署 予防課 ☎ 781-0119

(2) 「金沢区統計要覧2014-2015」のホームページ掲載について

金沢区の各種統計数値等を紹介する「金沢区統計要覧2014-2015」をホームページに掲載しました。

金沢区では、前年度から標記冊子の刊行が廃止になり、ホームページの掲載（PDF形式）のみになりました。

◆検索方法

「金沢区統計要覧」で検索してください。

金沢区統計要覧のページ

（URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/somu/tokeisenkyo/2-1-1.html>）

◆問合せ：総務課 ☎ 788-7713

(3) 「学生から見た、金沢区地元企業の魅力（いいところ）発信！」 パンフレットの発行について

金沢区では、「キャンパスタウン金沢」として、関東学院大学及び横浜市立大学と連携した取組を進めてきました。今後はさらに、大学とさまざまなノウハウをもつ地元企業を繋ぐきっかけを区役所が担いたいと考え、平成25年8月に区内2大学の学生と区役所職員からなる「金沢区『地元企業の魅力（いいところ）発信』プロジェクト」を立ち上げました。

そして、平成26年度も取材受入企業、プロジェクトメンバーを新たに募集し、地元企業へ訪問・取材をしました。

昨年度の取材を踏まえて、今年度は内容をより充実したものとなるようメンバー全員が協力し、「学生から見た、金沢区地元企業の魅力（いいところ）発信！」パンフレットを作成しました。

このパンフレットが、就職活動を開始する学生の皆さんにはその入口となり、さらには金沢区内での就職につながることを期待しています。

また、地域の皆さんには、金沢区の地元企業の魅力を実感していただくと嬉しく思います。

パンフレットは市民情報センターや金沢区役所、区内公共施設等にて配布しておりますので、ぜひ御覧ください。

(配送ルート)

◆問合せ：区政推進課 ☎788-7726

II 関係団体等

1 「防犯かながわ」第148号の発行及び回覧依頼について (金沢防犯協会)

神奈川県防犯協会連合会の広報誌「防犯かながわ」第148号を発行いたしましたので、自治会町内会への回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆ 問合せ 金沢防犯協会
電話 785-5656

2 「きぼう」第8号の発行及び回覧依頼について (金沢区保健活動推進員会)

金沢区保健活動推進員の活動の周知を図るため、推進員会の広報誌「きぼう」第8号を発行いたしましたので、自治会町内会への回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆ 問合せ 金沢区保健活動推進員会
事務局：金沢区福祉保健課内 ☎ 788-7820

3 「安全安心かなざわ」第10号の発行及び回覧依頼について (金沢区安全・安心まちづくり推進協議会)

金沢区安全・安心まちづくり推進協議会の広報紙「安全安心かなざわ」第10号を発行いたしましたので、自治会町内会への回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆ 問合せ 金沢区安全・安心まちづくり推進協議会
事務局：金沢区地域振興課内 電話 788-7809

4 「金沢区 Youth(ユース)21」の発行及び回覧依頼について (金沢区青少年指導員協議会)

金沢区青少年指導員の活動を地域の皆さまに広く知っていただくため、協議会の広報誌「金沢区 Youth(ユース)21」を発行いたしましたので、自治会町内会への回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆問合せ 金沢区青少年指導員協議会
事務局：金沢区地域振興課内 ☎ 788-7807

5 「金沢区体協だより」の発行及び回覧依頼について (金沢区体育協会)

金沢区体育協会の活動内容の周知、情報交換を進めるため「金沢区体協だより」を発刊する運びとなりましたので、自治会町内会への回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆問合せ 金沢区体育協会
金沢スポーツセンター内 ☎ 782-9234

6 その他

第2部 金沢区町内会連合会定例会 (平成27年3月)

I 行政関係

1 消防団フェアの開催について

(金沢消防署 庶務課)

大規模地震の発生が危惧される中、地域の守りである消防団員数は年々減少しています。
そこで楽しみながら広く消防団活動を知っていただく機会として、消防団フェアを開催します。

(配送ルート)

◆日時：平成27年3月29日(日) 午前10時00分～正午まで

※小雨決行、荒天時は中止

◆場所：(1) ダイエー金沢八景店(金沢区泥亀1-27-1)

(2) 姫ノ島公園及び宮川(金沢区泥亀1-26)

◆内容：(1) 団員募集ブースの設置

AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法指導、車両・資機材展示、子ども防火衣等

(2) 消防団活動のPR

一斉放水の展示

◆問合せ：金沢消防署庶務課 ☎781-0119

2 「平成27年度 横浜市市民活動保険の御案内」リーフレットの配布について (総務課)

横浜市では、より住みやすい地域の実現のため、市民の皆さまが安心してボランティア活動に参加していただけるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結する「横浜市市民活動保険」事業を継続して実施します。

事故が発生した場合は、30日以内に総務課庶務係まで御連絡ください。

(配送ルート)

◆特徴

- (1) 保険料は不要です。
- (2) 事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きしていただきます。

◆対象となる方

もっぱら市内でボランティア活動を行っている方

◆対象となるボランティア活動

以下の4つの要件をすべて満たす活動

- (1) 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- (2) 無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除きます。）
- (3) 継続的・計画的に行っている活動
- (4) 公益性のある活動

※保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

◆対象とならない活動の主な例

- (1) 勤務中の活動や職業に従事しているときの活動
- (2) 学校管理下での活動
- (3) 突発的な人命救助、一時的な善意の行為
- (4) 団地の敷地内の清掃等、互助的な活動
- (5) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動（賠償責任事故のみ対象）

◆問合せ：総務課 ☎788-7705

3 平成27年度 「町の防災組織」活動費補助金申請について (総務課)

地域防災力の向上を図るため、平成27年度も引き続き、「町の防災組織」(自主防災組織)を結成している自治会町内会等が行う自主防災活動を支援します。「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助いたしますので、申請手続きをお願いします。

なお、平成26年度に補助金の交付を受けている団体は、6月30日(火)までに活動実績報告書を御提出ください。

(配送ルート)

◆提出期限：平成27年6月30日(火)まで

◆提出先：地域振興課

◆問合せ：地域振興課 ☎788-7718

4 平成26年度 金沢区子育て実態調査結果(概要)報告について (こども家庭支援課)

少子高齢化が進展する中、横浜市でも少子化対策として、子育て支援に積極的に取り組んでいます。さらに金沢区においては、少子化に加えて人口減少についても大きな課題となっており、子育てにやさしい町づくりが求められています。

今回、平成26年8月に実施した金沢区子育て実態調査について、調査結果を「キラキラかなざわっこ子育て白書」にまとめましたので、御報告します。

今後も、活気に溢れ、魅力ある金沢区であり続けるために、今回の調査結果を十分に精査し、これまで以上に地域、関係機関、区役所の連携を深め、子育てにやさしい町の実現を目指してまいりますので、一層の御理解、御協力をくださいますようお願い申し上げます。

◆問合せ：こども家庭支援課 ☎788-7787

5 LED 防犯灯 ESCO 事業の施工完了について

(地域振興課)

LED防犯灯ESCO事業につきまして、市内ほぼすべての電柱共架タイプの防犯灯のLED化が完了いたしました。皆様の御協力のもと、無事、施工が完了したことを厚く御礼申し上げます。

今回LED化した防犯灯の電気料金については、4月1日分より横浜市が支払います。東京電力株式会社との名義変更の手続きに関しても本市が行い、自治会町内会において特段手続きは必要ございませんので、御承知おきください。

今後も引き続き、防犯灯の見守りににつきまして、御理解御協力くださいますようお願いいたします。

(配送ルート)

◆電気料金の精算について

(1) 「4月分」ご請求の電気料金について

ESCO事業によりLED事業によりLED化した防犯灯は、平成27年4月1日付で自治会町内会名義から横浜市名義に変更しますので、3月の検針日から3月31日までの日割の電気料金は自治会町内会にお支払いいただく必要があります。

※3月検針日から3月31日までの電気料金は、東京電力(株)から「4月分」としてのご請求となりますので、よろしくお願ひします。

(2) 電気料金の御精算について

ア 管理していた防犯灯がすべてLED化され横浜市に移管される場合は4月分(日割り)をお支払いいただき終了となります。

イ 引き続き自治会町内会で管理する防犯灯がある場合、4月分は、「横浜市に移管される防犯灯分の日割料金」と「引き続き自治会町内会で管理する防犯灯の月額料金」の合計となります。

ウ 上記ア、イの場合で、口座振替による一括前払契約によりお支払している自治会町内会で、前払金額の過不足金額が生じる場合は、後日、東京電力(株)から御案内文書をお送りしたうえで、過払金返却等の御精算をする予定です。

◆その他

今回施工が完了したのは、ESCO事業の対象である防犯灯(自治会町内会所有の電柱共架タイプの防犯灯をLED防犯灯に交換したもの)のみです。鋼管ポール防犯灯の更新については、ESCO事業とは別に進めてまいります。

なお、LED防犯灯に不具合等があった際には、地域振興課または、市民局地域防犯支援課まで御連絡ください。

◆問合せ：市民局地域防犯支援課 ☎671-3709

地域振興課 ☎788-7808

6 平成27年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請について (地域振興課)

自治会町内会や地区連合町内会が実施する公益的活動に係る経費や地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への負担金や会費等を支援、補助します。

併せて、防犯灯維持管理費についても補助しますので、補助金申請手続きをお願いします。

また、平成26年度に「地域活動推進費補助金」の交付を受けた団体は、「平成26年度地域活動推進費活動実績報告書」を必ず御提出ください。

なお、「申請事務の手引き」及び「提出書類の様式」は、金沢区役所ホームページからも入手できます。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/chikatsu/9-2-1.html>

(配送ルート)

◆提出期限：平成27年6月30日(火)まで

◆問合せ：地域振興課 ☎788-7808

7 自治会・町内会現況届等の提出について (地域振興課)

自治会町内会現況届及び口座振替依頼書の提出をお願いします。(毎年度必要です)

また、認可地縁団体として法人化されている自治会町内会で代表者や規約等の変更がある場合は、告示事項変更届出書又は規約変更認可申請書の提出をお願いします。

告示事項変更届出書及び規約変更認可申請書は、認可地縁団体(法人化された自治会町内会)にのみお送りしています。

なお、現況届など以下の届出書類は、金沢区役所ホームページからも入手できます。

→くらしの情報 →地域活動(自治会町内会ほか) →自治会町内会をクリックしてください。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/chikatsu/9-2.html>

(配送ルート)

◆自治会町内会現況届 → 総会終了後、毎年度必ず提出してください。

◆口座振替依頼書 → 総会終了後、毎年度必ず提出してください。

◆告示事項変更届出書 → 認可を受けた地縁による団体で、告示事項を変更(会長の変更等)した場合、必ず提出してください。

◆規約変更認可申請書 → 認可を受けた地縁による団体で、規約を変更した場合、必ず提出してください。

◆緊急時情報伝達システム登録届出書 → 総会終了後、変更がある場合、提出してください。

◆問合せ：地域振興課 ☎788-7801

8 その他

- (1) 平成26年度 金沢区自治会町内会長感謝会の記念品について

II 関係団体等

1 平成27年度 日本赤十字社社資募集について (日本赤十字社金沢区地区委員会)

自治会町内会を通じた日本赤十字社社資の募集にご協力をお願いいたします。
また、募集活動に伴うチラシの回覧をお願いいたします。

(配送ルート)

◆平成27年度 日本赤十字社社資
1世帯当たりの金額(目安額) 200円程度〔平成26年度と同額です〕

◆実施時期 平成27年5月(赤十字運動月間)を中心とする通年

◆問合せ 日本赤十字社金沢区地区委員会
事務局：金沢区社会福祉協議会 ☎ 788-6080

2 第10回「金沢区自転車マナーアップ三世代大会」への参加 依頼及び後援の依頼について (金沢交通安全協会)

自転車による交通事故を減少させるため、第10回「金沢区自転車マナーアップ
三世代大会」を次のとおり開催いたします。
また、大会開催にあたり金沢区町内会連合会の後援名義の使用を承認します。

◆開催日時 平成27年5月16日(土)
午後1時30分～午後4時30分

◆会場 金沢地区センター(体育館・グラウンド)

◆参加人数 1チーム6名で編成
小学生高学年 4名
保護者(父母等) 1名
高齢者(概ね65歳以上) 1名

◆大会概要 交通ルールとマナーに関する学科試験
安全な乗り方の実技審査 ほか

◆申込締切 平成27年4月30日(木)

◆問合せ 金沢交通安全協会 ☎ 701-9276

3 平成26年度自治会町内会副会長永年在職者感謝状の贈呈 について

(金沢区町内会連合会)

永年にわたり自治会町内会副会長としてご在職の方々に感謝状を贈呈いたします。

◆問合せ 金沢区町内会連合会 ☎ 780-3432

4 神奈川県立金沢文庫 特別展ちらしの掲示依頼について

(神奈川県立金沢文庫)

平成27年4月24日(金)～6月14日(日)に開催する特別展「日向薬師」では、関東の名刹で、日本三大薬師といわれる伊勢原市の日向薬師宝城坊の薬師三尊像、並びに十二神将像を一堂に公開します。

つきましては、ちらしの掲示をお願いいたします。 (配送ルート)

◆問合せ 神奈川県立金沢文庫 学芸課 ☎ 701-9069

5 その他

(1) 第41回金沢まつりの開催及び協賛金の依頼について